

橿原市告示第 17 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第53
条第3項第2号の規定による敷地の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第2号
の規定による敷地を次のとおり指定する。

平成3年4月1日

橿原市長 三浦太郎

記

1 内角120度以下の2つの道路によってできた角敷地又は2つの道路間隔の平均が30メートル以下の当該道路の間にある敷地で、その周辺の3分の1以上がそれらの道路に接し、かつそれらの道路の幅員がそれぞれ4メートル以上でその和が10メートル以上のもの。

2 公園・広場・河川、その他これらに類するものに接する敷地で、前号に準ずると認められるもの。